

人・農地プランの「実質化」に伴う「話し合いの場」会議結果（二宮地区）

先般幸い

日 時：令和4年1月5日（水） 午前10時00分～正午

場 所：二宮町町民センター（2A クラブ室）

参加者：二宮地区内で農地を所有又は農業を営んでいる方7名/ J A 湘南1名
（うち認定農業者2名/農業委員2名）

事務局：都市部産業振興課長/農林水産班長/農林水産班担当/農業委員会事務局担当

- (1) 人・農地プランの「実質化」に伴う「話し合いの場」の趣旨について
『農地状況地図図面（現在）及び農地状況地図図面（10年後）』について説明
『人・農地プラン作成のためのアンケート集計結果』について説明
- (2) 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針（案）について
地域のコーディネーター（二宮地区の農業委員）による進行

【協議結果】

- ・二宮地区における中心経営体への農地の集約化に関する将来方針案の決定
 - ・二宮北部：町道0103号線（元町交差点付近～星槎学園先（至大磯町））の沿線及び国道271号線（小田原厚木道路）以北周辺の現状後継者がいない農地については、中里地区（中里北部）の農地の交通利便性を高めるための農道整備（拡幅や退避場所の設置等）の検討と合わせて一体的な検討を行いつつ、新規就農者への農地の斡旋を検討する。
その他の現状後継者がいる農地については、同地区内において耕作を営む認定農業者の営農による維持及び後継者の営農による維持を図る。
 - ・二宮西部：葛川以西の山麓・山間（大応寺西側）周辺の現状後継者がいない農地については、地権者の農地に対する志の継承や近隣住民との共存に配慮しつつ、新規就農者への農地の斡旋を検討する。
 - ・二宮東部：富士見が丘南東部周辺の現状後継者がいない農地については、地権者の農地に対する志の継承や近隣住民との共存に配慮しつつ、新規就農者への農地の斡旋を検討するとともに、同地区内において耕作を営む基本構想到達農業者や認定農業者を中心に農地の利用集積を図る。
現状後継者がいる農地については、同地区内において耕作を営む認定農業者の営農による維持及び後継者の営農による維持を図る。

【意見等】

- ・二宮地区は一筆あたりのサイズが大きい畑が比較的多くあるため、場所によっては道路接道があるからと言って必ずしも耕作が効率的にできるとは限らないが、それでも畑までの行き来がし易いに越したことはない。先行してプランが公表された中里地区においては、農道の拡幅等に関する取組方針が記されているとのことだが、二宮地区においても隣接する松根や峰山とつなげる形で農道が整備されれば、より利便性が高まると思われるので、地区を跨ぐ農道の整備も検討してほしい。
- ・松根の国道 271 号（小田原厚木道路）以北の大磯町との境界付近の農地は、ほとんどが山間、山麓の山林の中に点在しており、管理が困難な畑が多い。費用対効果を考えると山間部の基盤整備には限界があると思う。
- ・富士見が丘南東部の山間部にも山林が多く、隣接する農地には有害鳥獣の住処になる等の影響が出ている。国・県では山間部の耕作放棄地の対策として非農地判断を進めているが、農地としての規制が外れるということは、一方で違法な造成や開発等の恐れが高まることにつながるため、非農地化には慎重な判断が求められる。
- ・二宮地区は他の地区と比較し、現状、農地所有者の高齢化率は比較的低いと言えるが、アンケート結果からも「自身の高齢化」を農業経営の課題としている回答者が多い。農地耕作の実情として、援農により維持管理している農地所有者は増えているように思えるが、責任の所在があやふやになることが多く、農道の共有部分の草刈りがなされない等の問題も起きている。
- ・援農の場合、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく貸借等の手続きに寄らず、農業の手伝いとして農業に触れ合えることから、安易に選択する人が多いが、中には違法に貸し農園紛いの管理をしていると見受けられる農地もある。周辺とのトラブルを未然に防ぎ、適正で安心な貸借のためには農地中間管理機構の活用が望まれるが、町が農地の利用意向調査をもとに、借り手と貸し手のマッチングを行う際には、志の高い人を紹介してほしい。
- ・話し合いの場の開催にあたり、実施したアンケート結果の見方が分かり難いので、回答ただけの方の意向を、回答者の所有農地数に反映して農地筆数を分母として表したものであることを補記した方がよい。
- ・回答者の認識にもよるところであるが、地図の後継者有無を見ると自身の所有農地を把握できていないように思われる回答者もいられるようなので、農地の利用意向調査を行う際に所有農地を伝える等して責任を持った農地管理が図られるように工夫してはどうか。